

報道関係者 各位

令和6年3月27日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

室長 奈須川 伸一

(直通電話) 03-5403-2164

浪速建資産業外1社不当労働行為再審査事件 (令和2年(不再)第45・46・47号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 岩村正彦)は、令和6年3月26日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～組合員らの懲戒解雇は不当労働行為には当たらないとした事案～

組合員らが、自社と同じ業界の企業に対する威力業務妨害の疑いで逮捕・勾留されたこと等を踏まえれば、組合員らを懲戒解雇したことには合理的理由があり、不当労働行為には当たらない。

I 当事者

- 1 令和2年(不再)第45号再審査申立人兼同第46号・同第47号再審査被申立人
全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(「組合」)(大阪府大阪市)
- 2 令和2年(不再)第45号再審査被申立人兼同第46号再審査申立人
浪速建資産業株式会社(「浪速建資」)(大阪府大阪市)
- 3 令和2年(不再)第45号再審査被申立人兼同第47号再審査申立人
ナニワ生コン株式会社(「ナニワ生コン」)(大阪府茨木市)
※2、3はグループ会社であり、以下、両会社を併せて「会社ら」という。

II 事案の概要

- 1 本件は、①浪速建資が、組合からの平成30年5月11日付け団交申入れ(5.11団交申入れ)に応じなかったこと、②ナニワ生コンが、組合からの同年9月7日付け団交申入れ(9.7団交申入れ)に応じなかったこと、③会社らが、組合からの同月19日付け団交申入れ(9.19団交申入れ)に応じなかったことが、それぞれ労働組合法(労組法)第7条第2号に、④浪速建資が組合員らを懲戒解雇したこと(本件各解雇)が、会社らによる同法同条第1号及び第3号に、⑤ナニワ生コンが、組合事務所の明渡しを通知し、閉鎖したことが、同法同条第3号に当たるとして、救済申立てがあった事件である。
- 2 初審大阪府労働委員会は、上記1の②ないし④について不当労働行為の成立を認め、(a)浪速建資に対し、③について団交応諾を、(b)ナニワ生コンに対し、②、③について団交応諾を、(c)会社らに対し、④について本件各解雇がなかったものとしての取扱い及び原職復帰を、(d)会社らに対し、文書交付を命じ、その余の申立てを棄却したところ、組合及び会社らは、これを不服として、それぞれ再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文要旨

- (1) 初審命令中、組合員らを懲戒解雇したことに対する救済部分を取り消し、初審命令主文を次のとおり変更する。
 - ① ナニワ生コンは、9. 7団交申入れに応じること
 - ② 浪速建資は、文書交付をすること（9. 19団交申入れに係る対応について）
 - ③ ナニワ生コンは、文書交付をすること（9. 7団交申入れ及び9. 19団交申入れに係る対応について）
 - ④ その他の組合の申立てを棄却
- (2) その他の浪速建資の再審査申立てを棄却
- (3) その他のナニワ生コンの再審査申立てを棄却
- (4) 組合の再審査申立てを棄却

2 判断の要旨

(1) 組合は労組法第2条の要件を満たすかについて

会社らは、組合が労組法第2条第2号にいう「使用者の経理上の援助を受けるもの」に当たり、本件申立ては却下されるべきである旨主張する。しかし、初審救済命令時点において、組合は、会社らの主張する経済的な利得を得ておらず、「使用者の経理上の援助を受けるもの」に該当しない。

(2) 会社らの行為が労組法上の不当労働行為に該当するかについて

ア 5. 11 団交申入れに対して浪速建資が応じなかったことは、労組法第7条第2号の団交拒否に当たるか

義務的団交事項とは、組合員である労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なものをいうところ、組合の労働者供給事業から派遣されたものを浪速建資において就労させることを求めるという議題は、浪速建資の労働者の労働条件その他の待遇に関する事項ではなく、義務的団交事項に該当しない。よって、5. 11 団交申入れに応じなかったことは、労組法第7条第2号の団交拒否に当たらない。

イ 9. 7 団交申入れに対してナニワ生コンが応じなかったことは、労組法第7条第2号の団交拒否に当たるか

9. 7 団交申入れに係る議題は、平成27年12月の集団労使交渉において合意されたナニワ生コンの日々雇用労働者に関する賃上げ遡及分の支払を求めるものといえ、労働者の労働条件その他の待遇に関する事項に当たり、義務的団交事項に該当する。したがって、ナニワ生コンは、組合からの9. 7 団交申入れについて、正当な理由なく団体交渉に応じなかったものであり、労組法第7条第2号の団交拒否に該当する。

ウ 9. 19 団交申入れに対して会社らが応じなかったことは、労組法第7条第2号の団交拒否に当たるか

9. 19 団交申入れに係る議題は、威力業務妨害の疑いで逮捕された後の組合員らの雇用や労働条件という将来の労働条件等について団交を申し入れたものといえ、義務的団交事項に該当する。したがって、会社らは、組合からの9. 19 団交申入れについて、正当な理由なく団体交渉に応じなかったものであり、労組法第7条第2号の団交拒否に該当する。

エ 本件各解雇は会社らによる労組法第7条第1号及び同条第3号の不当労働行為に当たるか

組合員らは、平成29年12月、組合員と労使関係にない複数の会社に対して、そ

の業務を妨害したことが認められ、これにより有罪判決を受けており、業務妨害行為に及んだ時点で、客観的には就業規則の制裁規定に該当する行為があったと認められる。そして、各業務妨害行為の態様は、執拗かつ粗暴で、組織的・計画的に行われたものであって、業務に与えた影響も大きかったと評価されていることからすれば、組合員らの上記行為は悪質な犯罪行為といえる。以上の事情からすれば、浪速建資が、自社と同じ業界の企業に対する威力業務妨害の疑いで逮捕・勾留された組合員らについて、解雇を選択することには合理的理由があったといえる。

また、組合員らのうち1名は、会社らの業務命令を受けて業務への復帰を求められてもこれに従わず、その後しばらくして、ようやく出勤するようになったものの、毎月相当な日数を欠勤した。このような事実を踏まえると、就業規則の制裁規定に該当する行為があったと認められ、この点からも、浪速建資が解雇を選択することには合理的理由があったといえる。

以上から、本件各解雇について、浪速建資に不当労働行為意思があったとは認められず、労組法第7条第1号に該当しない。また、組合の弱体化を企図して行われたものとは認められず、同条第3号に該当しない。

オ ナニワ生コンが、組合に対し、組合事務所を明け渡すよう通知し、その後組合事務所を閉鎖したことは、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか

ナニワ生コンが組合事務所の明け渡しを求めた時点で、ナニワ生コンに勤務する組合の組合員は存在していなかったと認められること等を踏まえれば、組合事務所の明け渡しも、ナニワ生コンに勤務する組合の組合員が存在しなくなったことを理由としてされたものといえる。

以上から、組合事務所を明け渡すよう通知し、その後組合事務所を閉鎖したことについて、ナニワ生コンに不当労働行為意思があったとは認められず、労組法第7条第3号に該当しない。

【参考】初審救済申立日	平成30年12月19日（大阪府労働委員会平成30年（不）第71号事件）
	令和元年6月10日（大阪府労働委員会令和元年（不）第16号事件）
初審命令交付日	令和2年9月28日
再審査申立日	令和2年10月9日（組合再審査申立）
	令和2年10月12日（会社ら再審査申立）